

基 発 第 1 7 9 号
平 成 1 2 年 3 月 2 8 日
一部改正 基 発 第 1 7 8 号
平 成 1 3 年 3 月 2 6 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について

建設工事現場においては、請負契約関係にある事業者が同一の場所において相関連して一の仕事を行うことが多く、それぞれの事業者に雇用される労働者がこのような混在作業を行うことによって生じる労働災害を防止するためには、その現場全体を統括管理する体制が重要である。この統括管理体制を効果的に機能させ、建設現場の安全衛生水準の確保を図るためには、元方事業者により選任される統括安全衛生責任者等のみならず関係請負人により選任される安全衛生責任者が管理監督者として適切に職務を励行することが肝要である。

一方、現場で直接労働者を指揮する職長の労働災害防止に果たす役割はますます重要となっており、このため、「労働大臣安全優良職長顕彰制度」も設けられているところであるが、安全衛生責任者には、このような職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく、安全衛生責任者としての職務をも的確に遂行する必要がある。

このようなことから、安全衛生責任者の資質の向上を図る必要があり、今般、建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育を下記第1のとおり推進することとしたので、標記の教育を実施する事業者及び安全衛生団体等に対して、必要な指導援助を行うよう努められたい。

なお、これに伴い、下記第2のとおり、関係通達の改正を行ったので了知されたい。

記

第1 建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育

1 対象者

建設業において、安全衛生責任者として、選任されて間もない者及び新たに又は将来選任される予定の者等とすること。

2 実施者

実施主体は、上記1の対象者を使用する事業者又は当該事業者にかわって当該教育を行う安全衛生団体等とする。

なお、平成13年度から本教育と労働安全衛生法第60条に定める職長等教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」について、建設業労働災害防止協会各支部、中央労働災害防止協会各安全衛生サービスセンター、各都道府県労働基準協会等において実施が予定されており、これらを活用するよう関係事業場に周知されたい。

3 実施方法

(1) 教育カリキュラムについては、別添1「建設業における安全衛生責任者教育カリキュラム」

によること。

また、「職長・安全衛生責任者教育」を行う場合には、別添2「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。

(2) 教材としては「職長・安全衛生責任者教育テキスト」(建設業労働災害防止協会発行)、「安全衛生責任者の実務必携」(中央労働災害防止協会発行)又はこれらと同等の内容を含むものを使用すること。

(3) 安全衛生団体等が「職長・安全衛生責任者教育」を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。

① 平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」(以下「第177号通達」という。)に示す「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者

② 第177号通達記の3に基づき所定の科目を修了した者

③ 第177号通達記の4(2)に示す者

④ 第177号通達記の4(3)に示す2科目を受講した者

また、安全衛生団体等が「安全衛生責任者教育」を行う場合は、上記①から④に該当する者又は第177号通達に示す「安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者の中から講師を充てること。

なお、事業者が実施する安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

(4) 安全衛生団体等が実施するものにあつては、一回の教育対象人員は50人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、受講者を15人以下のグループに分けて実施すること。

4 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

第2 関係通達の改正

(略)

建設業における安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時 間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	 1 時間
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施工サイクル 安全工程打ち合わせの進め方	 1 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 作業中における監督指示の方法	 1 時間
作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 環境条件の保持 安全又は衛生のための点検の方法	 2 時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	 2 時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時 間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 作業方法の改善 労働者の適正な配置	3 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督指示の方法	3 時間
その他現場監督として行うべき労働災害に関すること 労働災害防止についての関心の保持 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2 時間
作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 環境条件の保持 安全又は衛生のための点検の方法	2 時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	2 時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働災害衛生関係法令等の関係条項	1 時間
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施工サイクル 安全工程打ち合わせの進め方	1 時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

職長等教育、安全衛生責任者教育及び職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	職長等教育	安衛責教育	職長・安衛責任者	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 作業方法の改善 労働者の適正な配置	○ ○ ○		○ ○ ○	3 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督指示の方法	○ ○	○	○ ○	3 時間
その他現場監督として行うべき労働災害に関すること 労働災害防止についての関心の保持 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	○ ○		○ ○	2 時間
作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 環境条件の保持 安全又は衛生のための点検の方法	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	2 時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	○ ○	○ ○	○ ○	2 時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項		○ ○ ○	○ ○ ○	1 時間
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施工サイクル 安全工程打ち合わせの進め方		○ ○ ○	○ ○ ○	1 時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。